

平成 25 年度第 2 回天塩町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	平成 25 年 5 月 29 日 (水)		
招 集 場 所	天塩町役場 3 階委員会室		
開 閉 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成 25 年 5 月 29 日 (水) 午前 10 時 00 分	
	議 長	会長 中 嶋 康 治	
	閉 会	平成 25 年 5 月 29 日 (水) 午前 11 時 30 分	
	議 長	会長 中 嶋 康 治	
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員 出席 11 名 欠席 名 (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名	出欠別
	1	満 保 豊	○
	2	黒 川 益 毅	○
	3	佐 藤 博 幸	○
	4	奥 山 稔	○
	5	鎌 田 英 樹	○
	6	川 端 英 嗣	○
	7	山 本 俊 榮	○
	8	杉 本 元	○
	9	吉 田 謙 司	○
	10	宍 戸 栄 一	○
	11	中 嶋 康 治	○
議事録署名委員		議席番号 9 番 吉 田 兼 司 10 番 宍 戸 栄 一	
職務のため議場に出席した者の職氏名		事務局長 守 山 義 昭 総務係長 菅 雅 彦 地域おこし協力隊 梶 原 崇	

平成25年度第2回天塩町農業委員会総会

議長 ただいまの出席委員は、11名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年度第2回天塩町農業委員会総会を開催します。

議長 これから本日の会議を開きます。

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により議長において

9番 吉田謙司君

10番 穴戸栄一君

を指名します。

次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は、本日一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。

議長 次に、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」その内容をご説明申しあげます。まず、所有権移転の案件ですが、所有権移転総括表をご覧ください。2ページをご覧ください。

整理番号2-1ですが、 から に所有権を移転するものとなっております。

整理番号2-2ですが、 から に所有権移転するものとなっております。

整理番号2-3ですが、 から に所有権移転するものとなっております。

3件とも新規の案件となっております。

なお、条件面については、ご覧の総括表のとおりとなっております。

次に、利用権設定の案件から総括表に基づき説明申し上げます。7ページをご覧ください。

整理番号3-1ですが、 から に貸し付けるものです。

整理番号3-2は、 から に貸し付けるものです。

整理番号3-3は、 から に貸し付けるものです。

整理番号3-4は、 から に貸し付けるものです。

整理番号3-5は、 から に貸し付けるものです。

整理番号3-6は、 から に貸し付けるものです。

整理番号3-7は、 から に貸し付けるものです。

整理番号3-8は、 から に貸し付けるものです。

なお、整理番号3-1～3-8については、新規の案件となっております。

整理番号3-9は、 から に貸し付けるものです。この案件については、賃貸借期限到来により更新するものです。

整理番号3-10は、 から に貸し付けるものです。この案件については、新規となっております。整理番号3-11は、 から に貸し付けるものです。

整理番号3-12は、 から に貸し付けるものです。

整理番号3-13は、 から に貸し付けるものです。

整理番号3-14は、 から に貸し付けるものです。

整理番号3-15は、 から に貸し付けるものです。

整理番号3-11から3-15の案件については賃貸借到来により更新するものです。

なお、条件面については、ご覧の総括表のとおりとなっております。

以上よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 ただいま事務局より説明のありました2-1から2-3所有権移転と、利用権設定3-1から3-15までにおいて、質疑をおこないます。

全員 異議なし。

議長 質問なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

3-16 の案件につきましては、委員の案件がありますので、農業委員会法第24条第1項の議事参与の制限に基づき、関係委員の退席を求めます。

それでは、委員の利害に関する案件について事務局より内容の説明を求めます。

事務局 整理番号3-16は、 から に貸し付けるものです。

3-16 の案件については、賃貸借到来により更新するものです。

なお、条件面については、ご覧の総括表のとおりとなっております

議長 ただいま事務局より説明のありました利用権設定の整理番号3-16において、質疑を行います。

議長 質問なしと認めます。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。退席となっている関係委員は席にお戻りください。

次に、整理番号3-17から3-18について事務局より内容の説明を求めます。

事務局 整理番号3-17は、 から に貸し付けるものです。

この案件については、新規となっております。

整理番号3-18は、 から に貸し付けるものです。

この案件については、新規となっております。

なお、条件面については、ご覧の総括表のとおりとなっております。

以上よろしくご審議賜りますようお願い申しあげます。

議長 ただいま事務局より説明のありました利用権設定の整理番号3-17から3-18において、質疑を行います。

議長 質問なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

つづきまして、議案第 2 号農地法第 5 条の転用による完了報告書の受理及び現地確認について、事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第 2 号「農地法第 5 条の転用による完了報告書の受理及び現地確認について」ご説明申しあげます。

今回の完了届受理は、3 件あります。

1 件目ですが 28 ページから 30 ページをご覧ください。より
平成 24 年 6 月 25 日許可のありました で貸主は の
箇所となっており平成 24 年 11 月 30 日工事完了の報告書を頂いております。

2 件目ですが 31 ページから 33 ページをご覧ください。より
平成 24 年 7 月 25 日許可のありました で貸主は の
箇所となっており平成 24 年 12 月 3 日工事完了の報告書を頂いております。

3 件目ですが 34 ページから 36 ページをご覧ください。より
平成 24 年 5 月 22 日許可のありました で貸主は の
箇所となっており平成 25 年 4 月 27 日工事完了の報告書を頂いております。

以上 3 件の完了報告書の箇所について、現地確認したいと思います。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申しあげます。

議長 ただいま、事務局から説明のありました 農地法第 5 条の転用による 3 件の完了報告書の箇所については、現地確認する必要があると考えます。

これより現地確認を実施することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

議長 農地法第 5 条転用について、完了届が提出された 3 箇所の現地確認を実施いたしました。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

現地を見るに非常によく整地されていますが、雨が降った時の排水の状況が非常に心配です。あまりに水が溜まりこれが引かないと拙いのでは、と思うのと取付道路の整備をもう少し整備していつ何時でも使えるようにしたほうがいいのではないのでしょうか。

まず降水の件ですが去年から水位が40センチ以上下になるようというのを初めて条件につけましたが今の話と合わせまして今後確認していつ、まだ駄目なら50センチ、60センチにして状況を見つつ指導していきたいと考えています。

取付道路に関してですがこちらで秋、初冬に工事が終わったものについては雪解けの後、少し崩れていたりしますので例え工事が終わって本人の同意書があっても、一冬超えて崩れていたら手直しするよう指導していきたいと考えています。

おそらく作業用道路にするために作ったのではないかと思います。畑として使う場合、この取付道路をつかうわけですからいつでも使えるように整備してくれればあとは問題ないわけですね。

会長 ほかに質問等ありませんか

復元とありますが多分牧草の種などを撒くんでしょうけどこの場合貸主が農家ではないわけでどのような状態をもって復元とするのか疑問です。

復元するということになってるわけですが本来ですと草地にするわけですが農家ではない所有者なわけですからそれは許可する前に確認すべきですね

今回は綺麗に整地してあるのでそれでいいのではないのでしょうか

あくまで見た感じですが、どうもこの40センチというのは低いように見受けられますがいかがでしょうか。

去年の分については確認しています。ただ本当に雨に対応できるのかという確認がとれないので

確かに業者に水位 40 センチ以下でしたと言われればそれ以上追及は、しにくいですね

大雨が降ってほかの畑より水の引きが悪いとなればやはり 40 センチでは低いということになり 50 センチ、60 センチに対応する指導をしていかなければならないのではと、思います。

ただ去年水位は 40 センチ以下に保ちなさいという通知を業者にしたばかりなので確認もせず水位を変更すれば業者側の理解が得られないので今後の推移を見守りたいという次第です。

会長 ほかにありませんか

草地はだれが使うんですかね

あと草地までしなければ復元と言えないのではないかと。復元というと原状回復のことを指してるので、やはり草地にすべきではないだろうか。

許可出す際にはやはりそこまで明記すべきではないだろうか。

復元についてですが、ここはやはり農地ですので復元という言葉で農地に戻すのは当たり前ですが、復元したあと誰が使うかはそこまでは確認がとれていません。

使うのは誰が使ってもいいが復元はだれがやるのか業者なのか

そこは業者と農家との話し合いで決めることです

それをどちらが行うのか

業者側から復元すると上がっている

今日現場を見た段階ではまだ復元の状態ではないのでこれから種を撒き復元する段階です

草地にするという申請内容でしたっけ

農地に復元という話ではないですか

農地です

牧草をはやすだけが農地ではありませんので

農地で畑作もありますので問題ないので

そうでした。畑作でしたら今の状態で問題ありませんね

本来は農地と草地の違いはそこにあるんです。

では今回のように農家でない所有者の場合これで終わりということになりますね。

そういうことになりますね

今回の件については不在地主ですのであれで終わりであると思います。

二つ目と三つ目の件は さんですか

向かって左が さんで右側が さんです。

泥炭を戻されると農家としては非常に困るのではないかと

そのところは業者と所有者間の話し合いで決めますが普通は表土をよけて表土を戻しますのでそれがなんだったかによります。当事者どうしの話し合いで最終的には決まります。

議長 他にありませんか。

質問なしと認めます。

お諮りします。本件の完了報告書については、承認するという事でござい異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 以上で本総会に付された案件は全て終了しました。

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思っております。

平成25年5月29日

署名委員

(9番) 吉田謙司

(10番) 宍戸栄一